

## 令和7年度第1回富山県環境審議会 議事録

### 1 富山県廃棄物処理計画の改定について（答申）

廃棄物専門部会での検討結果について、部会長から報告がなされた。

#### 【質疑応答】

（委員）

計画中の一般廃棄物の目標値について、今後人口が減少することを加味して設定しているのか。

（部会長）

これまでのトレンドを反映させながら、今後どのように人口が減少していくかということも含めて議論した。

### 2 富山新港地区緩衝緑地の管理の事業に係る費用負担計画について（諮問）

事務局が諮問内容について説明し、審議が行われた。その結果、原案のとおり答申することとされた。

#### 【質疑応答なし】

### 3 富山県水質環境計画の改定について（諮問）

事務局が諮問内容について説明し、審議が行われた。その結果、水環境専門部会に付議して調査審議することとされた。

#### 【質疑応答】

（委員）

公共用水域の水質において、野生生物の影響等が考えられると記載されているが、具体的にはどのような影響か。

（事務局）

大腸菌については、人為的な影響として一般的には家庭や畜産業からのし尿などの排せつ物に含まれていると考えられる。一方で、国の研究機関において人為的なものだけでなく野生生物の排せつ物の影響による大腸菌数の増加について研究が行われており、その研究成果等を踏まえて計画改定の中で野生生物の影響等も検討していきたい。

### 4 第14次鳥獣保護管理事業計画及び第2種特定鳥獣管理計画の策定について（諮問）

事務局が諮問内容について説明し、審議が行われた。その結果、野生生物専門部会に付議して調査審議することとされた。

#### 【質疑応答】

（会長）

ツキノワグマに対して具体的にどのような対策を取るのか。

（事務局）

まずは捕獲の主体である市町村への支援の強化を行う。また、個体数の管理やゾーニングについても検討していきたい。人身被害は秋に非常に多くなっており、誘引物の対策を行っていきたい。今後は「ワンチームとやま」連携推進本部会のワーキングで市町村とともに検討していきたい。

## 5 第2種特定鳥獣管理計画の変更について（諮問）

事務局が諮問内容について説明し、審議が行われた。その結果、野生生物専門部会に付議して調査審議することとされた。

### 【質疑応答】

（委員）

現在のサルの加害レベルをレベル1からレベル4まで設定する際、サルの出没情報等から決めていると思うが、情報はどのように取得しているのか。

（事務局）

市町村職員が地域の方から聞き取った内容である。

（委員）

平野部にサルが出没すると大騒ぎになるが、山間の方になると出没してもまたかとなって警察や市町村に通報しないことが多いと聞いている。なるべく正確に情報が把握できる市町村と連携して対策してほしい。

（委員）

ツキノワグマ管理計画について、現行計画の狩猟期間を延長することだが、現行計画の見直しと次期計画の策定を並行して行っていく中で、その結果を次期計画にどのように反映させていくか。

（事務局）

現行計画で延長の議論をして決定した狩猟期間については、次期計画にも引き継ぎたいと考えている。先日開催した富山県野生鳥獣保護管理検討委員会においても狩猟期間を延長することによる捕獲数の増減や効果について評価する必要があるとのご意見があった。専門部会でも議論を行い、次期計画にも反映させていきたい。

（部会長）

狩猟期間の延長については、次期計画期間の令和9年度から延長するのではなく、現行の計画期間である令和8年度から、1年前倒しして延長するもの。

令和9年度からの次期計画の策定については令和8年度に議論するが、令和8年度に狩猟期間を延長して、狩猟者から狩猟者登録書で捕獲の報告が上がってくるのは令和9年4月となるため、その結果を次期計画に反映させるのは部会としては難しいと考えている。

## 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（報告）

野生生物専門部会での検討結果について、部会長から報告がなされた。

【質疑応答なし】

#### 7 令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（報告）

水環境専門部会での検討結果について、部会長から報告がなされた。

【質疑応答】

（委員）

大腸菌が多いというのは大体のポイントは把握しているのか？

（部会長）

大体出てくる河川は決まっているが、河川の特徴は異なっている。野生生物の影響があると思われる地点もあれば、浄化槽や畜産の影響が大きいと思われる地点もある。現在、検討中であるが、発生源についての確定的な証拠は得られていない。動態を把握し、発生源についても見直しを行っていく必要がある。今後、大腸菌や病原性微生物に関する県内の研究者の意見も聞きながら、解明を行っていく必要がある。